廃棄物の適正な処理のお願い

事業者は，自らの事業活動に伴って生じた廃棄物（水洗便所から排除される汚水を除く。）に関し，廃棄物の処理及び清掃に関する法律で，自らの責任において適正に処理をしなければならないことが義務付けられておりますが，これを行わないで廃棄物を公共下水道に投棄した場合には，廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反をすることになるほか，下水道法にも違反することになります。

下記の「事業場の業種と廃棄物の種類」の表を参考にして，廃棄物を適正に処理し，公共下水道に廃棄物を投棄することがないようにご協力をお願いします。

事業場の業種と廃棄物の種類

	事業場の業種	廃棄物の種類
1	畜産農業またはサービス業	動物のふん尿等
2	畜産食料品製造業	廃牛乳，肉くず等
3	水産食料品製造業	魚介類の内臓，調味廃液等
4	野菜,果実保存食料品製造業	野菜くず，調味廃液等
5	みそ，しょう油製造業	大豆殻，廃みそ，廃しょう油等
6	製あん業	小豆殻，水さらし廃液等
7	飲料製造業	廃飲料等
8	動物系飼料製造業	動物系残さ，湯煮廃液等
9	動植物油脂製造業	動植物の残さ，化学処理廃液等
10	麺類製造業	麺くず，湯煮廃液等
11	豆腐または煮豆の製造業	大豆殻，豆乳廃液等
12	新聞業，出版業，印刷業または製版業	廃現像液，廃インク等
13	化学肥料製造業	廃肥料等
14	医薬品製造業	廃医薬品等
15	農薬製造業	廃農薬等
16	皮革製造業	動物の死体，廃なめし液等
17	ガス供給業	汚泥等
18	酸またはアルカリによる表面処理施設	廃酸，廃アルカリ等
	電気めっき施設	
19	旅館業	廃てんぷら油，野菜くず，魚介類の内臓，肉くず，調味廃液等
	共同調理場(学校給食施設)	
	弁当製造業	
	飲食店のちゅう房施設	
20	洗濯業	繊維くず，クリーニング汚泥および廃有機溶剤等
21	写真現像業	現像液，定着液等
22	病院	血液，廃消毒用有機溶剤，現像液，定着液等
23	と畜業または死亡獣畜取扱業	動物の血液，動物のふん尿等
24	自動車分解整備事業	不凍液，エンジンオイル，廃塗料等
	自動式車両洗浄施設	
25	科学技術に関する事業場	廃酸，廃アルカリ，検査等に使用した培地およびシャーレ等
26	一般廃棄物処理施設	焼却灰等
27	し尿処理施設	くみ取し尿，汚泥，スカム等
28	特定事業場排出水の処理施設	汚泥，スカム等
29	ビル清掃業	廃酸，廃アルカリ，廃油，廃プラスチック類等
30	塗装工事業	廃酸，廃アルカリ，廃油，廃プラスチック類等